

新しい税金がスタート！ 森林環境税を知ろう

2024年度から課税が開始した「森林環境税」は、国内に住所がある個人を対象に徴収される制度です。その仕組みや使途はどのようなものなのでしょうか？



Illustration_Keiko Katsuyama

教えてくれたのは……
氏家祥美さん



うじえよしみ / FFP事務所ハートマネー代表。遊びゴコロあるライフプランを共に作るファイナンシャルプランナー・キャリアコンサルタント。「お金・いきがいがいい・つながり・健康」のバランスが取れた100年人生をサポートする。金融リテラシーの普及にも努める。

1. 森林が持つ公益的機能を維持するための国税

国土の約7割を森林が占める日本は、世界有数の森林大国です。木材の供給だけでなく、温室効果ガスの吸収による地球温暖化の抑制、洪水や土砂災害の防止、水質を浄化しながら地下水として蓄える機能、生物多様性の保全など、森林にはさまざまな機能があります。近年、集中豪雨や台風による水害が全国各地で増加していることから、防災の観点でも森林の維持管理は極めて重要です。

しかし、管理には膨大な費用がかかります。森林を保有する自治体の財政的負担の増加や、林業の担い手不足などが重なり、全国的に手入れの行き届かない荒廃した森林が増えています。

こうした課題への対策として導入されたのが「森林環境税」です。森林を保有する自治体に代わり、国民全員が年額千円を住民税に上乗せして負担することで、森林保全に必要な財源を確保する仕組みです。

2. 各地域の実情に応じて林業の循環を促進！

森林環境税と税の自治体への配分は2019年度に始まりましたが、使途として最も多いのが「間伐等の森林整備関係」で、全体の約6割を占めています。森林内の一部の樹木を伐採して日光や風の通りを良くする「間伐」、雑草を取り除く「下刈り」、新たな苗木を植える「植栽」、林道の整備、花粉対策としてスキの植え替えなどが行われています。

次に多いのは「木材利用・普及啓発」に関する取り組み。森林の整備で得た木材を公共建築物に活用して木造化や木質化を進めるほか、植樹や木育などのイベントの開催も含まれます。

そして、3番目に多いのが人材の育成、担い手の確保です。林業従事者の育成を目的とした研修の実施や安全防護服の購入補助などに活用されています。

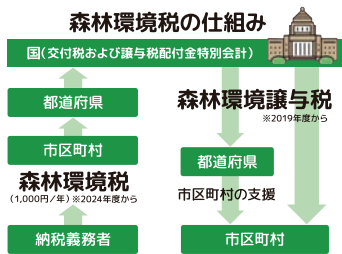
そのほか、都市部の自治体と、森林資源を保有する山村部の自治体が連携し、ボランティア活動や森林学習を共同で実施する取り組みも広がっています。森林環境税と税の使途は、各自治体のWEBサイトなどで確認してみましょう。

3. 納税に気付かないのは国民の負担が変わらないから！

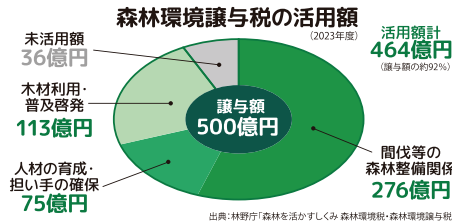
「森林環境税を納めている」と聞いても、ピンとこない方が多いかもしれません。なぜなら森林環境税を導入する前と後で個人の負担額に変化がないからです。

個人住民税は、「均等割」と「所得割」で構成されています。均等割は、一定の所得がある住民が一律で負担するもので、標準額は年額5千円。以前は年額4千円でしたが、2014年度から10年間は、東日本大震災を機に地域防災対策の財源として、道府県民税・都民税と市町村・特別区民税に各500円が上乗せされました。2023年度にこの上乗せ措置は終了し、2024年度からは森林環境税として千円が徴収されることになったため、均等割は年額5千円のままで、単に名称と用途が変わっただけです。なお、住民税の均等割や所得割は、各自治体が地域の事情に応じて独自に税率や金額を定めることができるため、一部の自治体では金額が標準額とは異なることがあります。

住民税の均等割の負担額はこれまでと同じでも、私たちは「森林環境税」の負担を通じて森林を守り、環境保全や防災に貢献しているのです。



徴収された森林環境税は、国を通じて「森林環境税と税」として都道府県および市区町村に再配分されます。配分の割合は私有林の人工林面積や林業従事者数、人口などで決まり、地域の実情に応じた森林の維持管理に活用されています。



住民税均等割の合計額

2023年度まで		住民税 5,000円
道府県民税・ 都民税	均等割 1,000円 臨時特例分 500円	
市町村・ 特別区民税	均等割 3,000円 臨時特例分 500円	
合計 5,000円		
2024年度から		住民税 4,000円
森林環境税 1,000円	国税	
道府県民税・ 都民税	均等割 1,000円	
市町村・ 特別区民税	均等割 3,000円	
合計 5,000円		

※一般的な税額とされていますが、各自治体によって税率が異なります。